

## 福島県やさしさマーク使用承認取扱要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、福島県やさしさマーク（以下「マーク」という。）を使用する場合の使用承認基準、手続き等は以下のとおりとする。

### (定義)

第2 この要綱において、「マーク」とは、福島県人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年福島県規則第52号）第9条で規定されたものをいう。

### (使用承認手続き)

第3 マークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に「福島県やさしさマーク使用承認申請書」（第1号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる場合は、知事の承認を得ずにマークを使用することができる。

- (1) マークの交付を受けた者が、マークの交付を受けた施設について、当該施設がマークの交付を受けている旨を広告等で表示する場合。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合。
- (3) 国又は地方公共団体が使用する場合。
- (4) その他、知事が認めた場合。

### (使用承認通知)

第4 知事は、マークの使用を承認する場合は、「福島県やさしさマーク使用承認書」（第2号様式）を、申請者に交付する。

2 知事は、使用を承認する場合に条件を付すことができる。

### (不承認通知)

第5 知事は、マークの使用を承認しない場合は、申請者に対しその旨を文書により通知する。

### (使用料)

第6 使用承認は、原則として無償とする。

### (使用承認の取消し等)

第7 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認の取消し、申請者に対し使用物件の回収を求める等の措置を取ることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けた場合。
- (2) 使用承認条件に違反して使用した場合。
- (3) 知事よりマークの返還を命じられた場合。
- (4) その他、知事が必要と認める場合。

### 附 則

この要綱は、平成15年9月16日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(第1号様式)

## 福島県やさしさマーク使用承認申請書

平成 年 月 日

福島県知事

申請者 住所

氏名 印  
(名称及び代表者名)

電話番号

福島県やさしさマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

なお、使用条件に違反した場合は、承認の取消し又は使用物件の回収の要求等を受けても異議ありません。

記

1 使用目的

2 使用方法

(見本、仕様書等を添付すること)

3 使用する地域

4 使用期間

(第2号様式)

## 福島県やさしさマーク使用承認書

第 号  
平成 年 月 日

様

福島県知事

平成 年 月 日付けで申請のありました福島県やさしさマークの使用については、下記により承認します。

記

1 使用申請事項 別紙使用承認申請書（写）のとおり

2 使用条件

- (1) 使用承認期間を超えて使用する場合は、再度申請を行うこと。
- (2) 使用した物品等の完成見本又は写真等を速やかに提出すること。
- (3) 使用に関し、県は損害賠償等の一切の責任を負わない。
- (4) その他

3 使用承認期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(事務担当 電話 )